

証券コード 3082
平成29年9月7日

株 主 各 位

大阪市中央区安土町二丁目3番13号
株 式 会 社 き ち り
代表取締役社長 平 川 昌 紀

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月27日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月28日(木曜日)午後2時(受付開始:午後1時)
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂『大集会室』
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第19期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kichiri.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kichiri.com/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある中で、新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下等の動きが一服したことにより、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いております。一方で、個人消費は、物価上昇率低下に伴う実質所得の下げ止まりや消費者マインドの改善もあり、持ち直しの動きが続いていましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等、依然として先行きが不透明な状況となっております。

当外食業界におきましては、緩やかな景気回復に伴い、高価格帯商品にシフトする消費者志向の変化が見られたものの、全般的には消費者の節約志向が依然として高く、また中食業界の拡大、新規参入が容易であること等による競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は新業態の開発に注力し、神奈川県平塚市に株式会社ベルマーレとの業務提携による「MEAT COMPANY with Bellmare」、愛知県長久手市にパークシャー種の黒豚を使用したとんかつ専門店「黒豚とんかつ コシヒカリ かまど炊き 鬼おろし とん久」、そして、東京都大手町駅直結の商業施設OOTEMORI (オーテモリ) 内に米国産最高グレードであるプライムビーフのステーキを提供する「GOOD MEAT STOCK」の新規出店を行いました。また、当社ブランドの更なる認知度向上を企図し、既存店の展開として神奈川県平塚市に「3 Little Eggs」、東京町田に「igu&peace PATRON」、東京都世田谷区と広島県広島市に主要業態の「いしがまやハンバーグ」をそれぞれ1店舗ずつ出店いたしました。

また、プラットフォームシェアリング事業については、店舗での仮想通貨(ビットコイン)決済の導入、労務管理及び経費精算の分野で最先端のIT関連技術を持つ企業との共同開発等、外食企業向けの更なるプラットフォーム

強化を図っており、今後につきましては、あらゆる可能性を模索しながら、事業の拡大に努めたいと考えています。

その結果、当事業年度における売上高は、8,845百万円（前期比10.1%増）、営業利益318百万円（前期比24.8%減）、経常利益317百万円（前期比25.0%減）、当期純利益170百万円（前期比33.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において当社が実施しました設備投資の総額は463百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

	業 態	店舗名	開設月・業態変更月
新規 出店	「 そ の 他 」	MEAT COMPANY with Bellmare	平成28年10月
	「 オムライス 」	3 Little Eggs ららぽーと湘南平塚	平成28年10月
	「 とんかつ 」	黒豚とんかつ コシヒカリかまど炊き 鬼おろしとん久	平成28年12月
	「 そ の 他 」	i g u & p e a c e P A T R O N	平成29年1月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ 成 城	平成29年3月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ 広 島 L E C T	平成29年4月
	「 そ の 他 」	GOOD MEAT STOCK	平成29年6月

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、株式会社りそな銀行から300百万円、株式会社みずほ銀行から300百万円、株式会社池田泉州銀行から300百万円、総額900百万円の借入れによる資金調達をしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (平成26年6月期)	第 17 期 (平成27年6月期)	第 18 期 (平成28年6月期)	第 19 期 (当事業年度) (平成29年6月期)
売 上 高(千円)	6,913,882	7,371,478	8,031,789	8,845,355
経 常 利 益(千円)	515,423	439,085	424,040	317,876
当 期 純 利 益(千円)	296,054	116,311	256,470	170,766
1 株当たり当期純利益 (円)	29.13	11.48	25.70	16.94
総 資 産(千円)	3,069,105	3,296,443	4,004,290	4,426,312
純 資 産(千円)	1,602,318	1,568,458	1,584,223	1,829,684
1 株当たり純資産額 (円)	157.27	155.05	160.55	178.95

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	事 業 内 容
株式会社オープンクラウド	10百万円	100%	クラウド型サービスの開発、販売 クラウド型サービスの導入 コンサルティング
KICHIRI USA INC.	10万米ドル	100%	米国における日本食業態の展開

(4) 対処すべき課題

当社の属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。このような状況の中、当社は「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

①競合優位性について

当社は、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・オムライス業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っています。また、従業員一人ひとりが、当社の企業理念である「大好きが一杯」を表現し、当社独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

②人材確保及び教育について

当社は、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っています。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多く階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織を構築しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

当社の主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏において、「Casual Dining KICHIRI」を32店舗、「新日本様式」を9店舗、「いしがまやハンバーグ」を17店舗、「オムライス」を5店舗、その他27店舗の合計90店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (平成29年6月30日現在)

大阪本社	大阪府	28店舗
東京本社	東京都	26店舗
店 舗	神奈川県	11店舗
	兵庫県	6店舗
	京都府	3店舗
	奈良県	3店舗
	埼玉県	7店舗
	千葉県	3店舗
	長野県	1店舗
	愛知県	1店舗
	広島県	1店舗
	合計	90店舗

(7) 使用人の状況 (平成29年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
336 (687) 名	1名増 (40名増)	27.5歳	2.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (アルバイト) は、最近1年間の平均雇用人員 (1日8時間換算) を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	539,014千円
株式会社池田泉州銀行	494,560千円
株式会社みずほ銀行	280,000千円
株式会社三井住友銀行	212,140千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	34,332千円
計	1,560,046千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 33,600,000株

(2) 発行済株式の総数 10,550,400株

(3) 株主数 13,942名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムティアンドアソシエイツ	4,152,000株	40.6%
葛原昭	373,000株	3.6%
平川勝基	259,500株	2.5%
平川昌紀	242,300株	2.4%
平田哲士	198,200株	1.9%
平川住宅株式会社	136,800株	1.3%
清原康孝	124,700株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	120,200株	1.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	111,800株	1.1%
平川貴史	105,700株	1.0%

(注) 1. 当社は自己株式(325,662株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	平 川 昌 紀	KICHIRI USA INC. PRESIDENT イータリー・アジア・パシフィック株式会社取締役
常 務 取 締 役	葛 原 昭	経営管理本部長 株式会社オープンクラウド代表取締役社長 イータリー・アジア・パシフィック株式会社監査役
取 締 役	平 田 哲 士	営業統括本部長
取 締 役	松 藤 慎 治	商品統括本部長
取 締 役	木 村 敏 晴	合同会社コロボックル代表 株式会社フロンティアベース代表取締役
常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	
監 査 役	榎 卓 生	株式会社マネージメントリファイン代表取締役 税理士法人大手前総合事務所代表社員 S P K株式会社社外監査役 株式会社T Bグループ社外監査役 株式会社アイ・ピー・エス社外取締役
監 査 役	井 上 賢	A C C E S S法律事務所代表

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役木村敏晴氏及び、監査役榎卓生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	90,342千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,250千円 (3,600千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	95,592千円 (6,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成16年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。
なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。
- ・監査役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。
なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。
- ・監査役井上賢氏は、ACCESS法律事務所の代表であります。
なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役榎卓生氏は、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役、SPK株式会社及び株式会社TBグループの社外監査役であります。
なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 木村敏晴	当事業年度におきましては、18回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営意思決定に関し、意見を述べております。
監査役 榎 卓生	当事業年度におきましては、18回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 井上 賢	当事業年度におきましては、18回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,696千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	12,696千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(6) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員及び使用人に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
- ② 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
- ③ 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
- ④ 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

(2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ② 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の

監督を行っております。

- ② 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。
- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。
- (6) **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
その他監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。なお、前記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
 - ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。
 - ③ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

(7) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

(8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととしております。

(9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(10) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。**

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書管理規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。
- ② 各部門の業務執行にあたっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っております。
- ③ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社のマニュアル等に基づき、主に、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び、財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しております。
- ④ 毎週開催される、経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,619,375	流動負債	1,128,279
現金及び預金	1,089,831	買掛金	228,201
売掛金	144,457	1年内返済予定の長期借入金	212,808
原材料及び貯蔵品	59,387	リース債務	40,352
前払費用	136,786	未払金	102,808
繰延税金資産	30,066	未払費用	284,795
その他	158,845	未払法人税等	66,453
固定資産	2,806,937	未払消費税等	62,496
有形固定資産	1,719,334	前受金	30
建物	1,475,234	預り金	38,656
工具、器具及び備品	182,498	前受収益	83,241
リース資産	51,737	株主優待引当金	8,435
建設仮勘定	9,863	固定負債	1,468,348
無形固定資産	2,063	長期借入金	1,347,238
電話加入権	701	リース債務	27,661
ソフトウェア	1,077	長期前受収益	70,259
リース資産	284	資産除去債務	16,382
投資その他の資産	1,085,539	その他	6,806
投資有価証券	39,755	負債合計	2,596,627
関係会社株式	158,026	純資産の部	
出資金	3,927	株主資本	1,829,684
長期前払費用	8,975	資本金	381,530
繰延税金資産	69,810	資本剰余金	364,614
差入保証金	805,837	資本準備金	341,475
貸倒引当金	△792	その他資本剰余金	23,139
資産合計	4,426,312	利益剰余金	1,197,397
		その他利益剰余金	1,197,397
		繰越利益剰余金	1,197,397
		自己株式	△113,857
		純資産合計	1,829,684
		負債・純資産合計	4,426,312

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 個別注記表はWEB開示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		8,845,355
II 売 上 原 価		2,362,358
売 上 総 利 益		6,482,997
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,164,431
営 業 利 益		318,565
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	0	
2. 協 賛 金 収 入	3,997	
3. 受 取 保 険 金	1,034	
4. 受 取 補 償 金	813	
5. そ の 他	1,508	7,354
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	3,019	
2. 支 払 手 数 料	1,485	
3. そ の 他	3,538	8,044
経 常 利 益		317,876
VI 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 売 却 損	1,147	
2. 固 定 資 産 除 却 損	1,331	
3. 減 損 損 失	38,432	
4. 出 資 金 評 価 損	6,103	47,014
税 引 前 当 期 純 利 益		270,862
法人税、住民税及び事業税	93,349	
法人税等調整額	6,745	100,095
当 期 純 利 益		170,766

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 個別注記表はWEB開示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成28年7月1日 残高	381,530	341,475	—	341,475	1,100,615	1,100,615	△239,857	1,583,764	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△73,985	△73,985		△73,985	
当期純利益					170,766	170,766		170,766	
新株予約権の行使 (自己株式の交付)			23,139	23,139			126,000	149,139	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	23,139	23,139	96,781	96,781	126,000	245,920	
平成29年6月30日 残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,197,397	1,197,397	△113,857	1,829,684	

	新株予約権	純資産合計
平成28年7月1日 残高	459	1,584,223
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△73,985
当期純利益		170,766
新株予約権の行使 (自己株式の交付)		149,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	△459	△459
事業年度中の変動額合計	△459	245,461
平成29年6月30日 残高	—	1,829,684

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年8月25日

株式会社きちり
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直 孝 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月29日

株式会社きちり 監査役会

常勤監査役	長 鋪 潤	印
社外監査役	榎 卓生	印
社外監査役	井上 賢	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当に関しましては、1株につき7円50銭とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額 76,685,535円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第47条（剰余金の配当等の決定機関）及び第48条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第47条（剰余金の配当）を削除するとともに、併せて変更案第49条に記載のとおり除斥期間に関する規定を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
<p>第8章 計算 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>第8章 計算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="395 568 772 786">2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="368 792 584 819">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="368 826 772 976">第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p data-bbox="970 568 1038 595">(削除)</p> <p data-bbox="810 792 1023 819">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="810 826 1209 976">第49条 <u>配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	平川昌紀 (昭和44年7月16日生)	平成5年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート (現 株式会社ダイヤモンドドンサエティ) 入社 平成9年11月 個人にて飲食店の経営開始 平成10年7月 有限会社吉利(現 株式会社きちり) 設立 代表取締役 平成12年11月 当社代表取締役社長(現任) 平成27年3月 イータリー・アジア・パシフィック株式会社 取締役(現任) 平成27年4月 KICHIRI USA INC. PRESIDENT (現任)	242,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	葛原 昭 (昭和48年9月19日生)	平成10年12月 橋爪総合会計事務所(現 税理士法人 大阪合同会計事務所) 入所 平成15年2月 当社入社 平成17年11月 当社株式公開準備室長 平成18年4月 当社管理本部長 平成18年10月 当社取締役管理本部長 平成22年9月 当社常務取締役経営管理本部長(現任) 平成22年11月 株式会社オープンクラウド 代表取締役社長(現任) 平成27年3月 イーターリー・アジア・パシフィック株式会社 監査役(現任)	373,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>葛原昭氏は、平成18年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	平田 哲士 (昭和52年7月20日生)	平成12年4月 株式会社大和実業入社 平成13年1月 当社入社 平成18年11月 当社営業統括部長 平成23年9月 当社取締役営業統括本部長(現任)	198,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平田哲士氏は、平成23年9月から取締役として企業経営に従事し、営業統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	松藤慎治 (昭和52年11月16日生)	平成10年11月 大阪電技株式会社入社 平成18年1月 当社入社 平成25年10月 当社執行役員 商品統括本部長 平成27年9月 当社取締役商品統括本部長 (現任)	26,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松藤慎治氏は、平成27年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	木村敏晴 (昭和52年9月16日生)	平成12年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 平成20年2月 ワタミ株式会社入社 平成20年6月 ワタミフードサービス株式会社 CFO 平成21年4月 ワタミ株式会社上席執行役員 CFO 平成21年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員 CFO 平成23年11月 合同会社コロボックル代表 (現任) 平成24年9月 当社取締役 (現任) 平成26年1月 株式会社フロンティアベース代表取締役 (現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>木村敏晴氏は、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、平成24年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の経営全般に対する監督とアドバイスを求めため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役井上賢氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

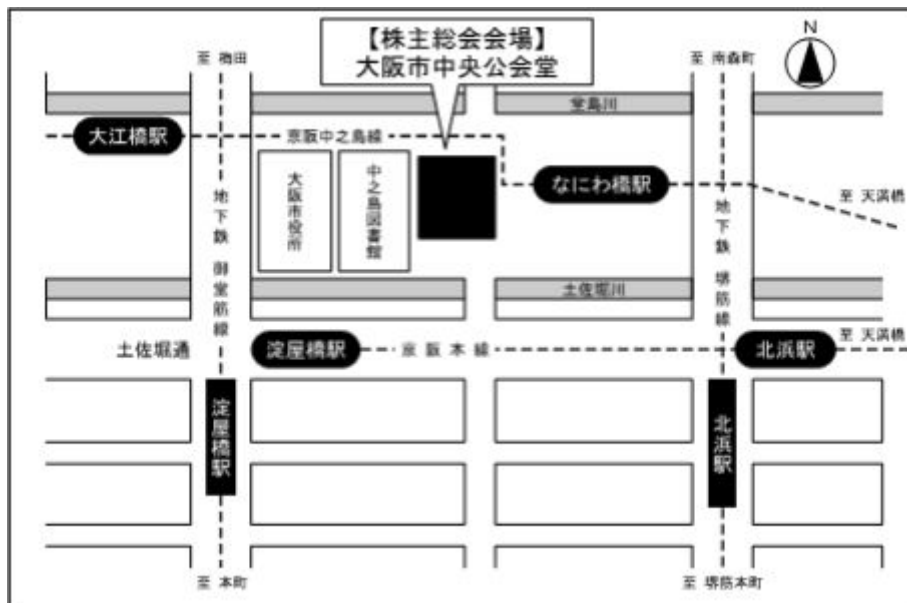
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
井上賢 (昭和44年1月22日生)	平成13年10月 弁護士登録 昂総合法律事務所(現 F&J 法律事務所)入所 平成15年7月 ACCESS法律事務所 代表 (現任) 平成21年9月 当社監査役(現任)	800株

- (注) 1. 井上賢氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上賢氏は、社外監査役候補者であります。
3. 井上賢氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上に貢献していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
4. 井上賢氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。当社は、井上賢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂『大集会室』
TEL 06-6208-2002



交通 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分
地下鉄堺筋線「北浜駅」19番出口徒歩3分
京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分
京阪中之島線「なにわ橋駅」1番出口徒歩1分
※ご来場の際は、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。